

## 石川県情報公開審査会の答申概要（答申第236号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和5年8月25日付け諮問教職第262号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

### 答申の概要

#### 1 審査請求人が行った公開請求の内容

公文書発行について手続き（上司の発行許可、発行記録、決裁）が分かる文書（以下「請求対象文書」という。）

#### 2 公開請求に対する処分の内容

公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）

#### 3 実施機関

石川県教育委員会（教職員課）

#### 4 審査請求の経緯

公開請求	令和5年7月 4日
本件処分	令和5年7月18日
審査請求	令和5年7月25日
諮問	令和5年8月25日
答申	令和8年3月12日

#### 5 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、請求対象文書の公開を求める。

#### 6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

##### (1) 結論

本件処分は妥当である。

##### (2) 争点

実施機関は、請求対象文書は作成していないと主張している。審査請求人は、実施機関の説明は不自然、不合理であると主張している。

##### (3) 審査会の判断理由

当審査会において実施機関に確認したところ、定型的な事務処理であり、決裁等を行っていないため、請求対象文書を作成していないことが確認された。

#### 7 審議経緯

審査回数5回

# 答 申 書

令和8年3月12日

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった公文書について不存在決定を行ったことは妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、令和5年7月4日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求に係る公文書の内容）

令和4年9月20日付け教職第340号で公開された文書について、石川県立金沢商業高等学校内の事務処理において、公文書発行について手続き（上司の発行許可、発行記録、決裁）が分かる文書全て（以下「請求対象文書」という。）。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、令和5年7月18日付けで、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

（保有していない理由）

作成していないため。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年7月25日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、令和5年8月25日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

### 1 審査請求書における主張

#### （1）審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、「公文書公開せよ」との裁決を求める。

#### （2）審査請求の理由

ア 本件公開請求には、添付資料として「[特定職員の職・氏名]に係る令和3年4月1日～令和3年8月31日の間における年休及び特休の取得状況について」文書を提出した。

イ この文書は、県の監査委員会で認定された「公文書」である。

ウ 当該文書の作成を依頼した職員（以下「職員A」という。）は、外部に提出目的（「裁判所に提出するため」）を伝えただけで、事務職員（以下「職員B」という。）に作成を促しているため、これは外部提

出用に「証拠文書」「証明書」「報告書」の類の性質を持って作成されたものである。その証拠として、押印がなされている。内部職員への回答文書に押印は必要ないはずである。

エ 外部に提出する「証拠文書」「証明書」「報告書」の類の性質を持った公文書が、上司や所属長の決裁もなく、作成されるわけがなく、実施機関が理由として挙げている「(決裁の手続きが分かる文書を)作成していない」はずがない。

オ 従って、本件処分は、極めて不自然なものである。

カ 実施機関は、外部に提出目的の「証明書」等の発行において、個人の判断で公印(事務職員の私印)を押し、個人の判断で発行し、記録には残さないのか、明らかにすべきである。また、職員Bには、外部に提出目的の「証明書」等の発行権限があったのかも明らかにすべきである。

## 2 反論書における主張

### (1) 反論の趣旨

実施機関の弁明は、全く以て合理性がなく、審査請求人の請求理由に対する弁明となっていない。

実施機関においては、「公文書の存在を速やかに、明らかにしたうえで、公開すべき」との裁決を強く求める。

### (2) 反論の理由

公文書を発行するにあたっては、「石川県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則」ないしは石川県教育委員会文書管理規程(平成14年石川県教育委員会訓令第4号。以下「文書管理規程」という。)により、文書は常にその所在及びその処理の経過を明らかにし、その手続きや破棄の記録、そして文書の保管が定められている。

従って、実施機関が弁明で述べている「保有していない」ということには合理的な理由がないため、本件処分には信用性が全くないものである。

## 3 意見書における主張

実施機関は、請求対象文書について「保有していない」と述べ、そのこと自体をもって本件公開請求に応じない理由としている。

しかしながら、単に「保有していない」とするだけでは、何らの説明責任も果たしておらず、「弁明」として成立しない。実施機関が本来保有すべき性質の文書を「保有していない」と主張するのであれば、その不在の理由、すなわち作成経緯・管理過程・廃棄の有無およびその時期や根拠規定等を明示しなければ、適正手続の保障を欠くものと言わざるを得ない。

請求対象文書は、職員Bが作成し、かつ押印した正式な公文書であり、学校業務における意思形成や意思決定の過程、またはその結果を記録したものと認められる。しかも、公文書に押印するという行為は、個人の私的判断で行われるものではなく、明確な手続と職務責任のもとでなされるべきものである。

通常、公文書への押印には、決裁・回付・検印などの管理過程が伴い、文書の作成から押印に至る一連の手続については、実施機関内部に記録が残されているのが通例である。押印された公文書が現に存在した以上、その文書の原本または写し、あるいは押印に至る経緯に関する記録が一切存在しないということは、通常考えられない。もし仮に廃棄されたというのであれば、その廃棄の事実およびその根拠(保存年限、廃棄記録等)を明示する必要がある。

また、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第4条では、「行政機関は、その諸活動に関する意思決定過程および事務事業の実績を合理的に跡付け、かつ検証することができるよう、公文

書等を適切に作成し、整理し、保存しなければならない」と定められており、保有すべき公文書の不存在を安易に主張することは、法の趣旨にも反する。

以上の理由から、請求対象文書について「保有していない」とする実施機関の弁明は、何ら合理的な説明を伴わない空疎な主張にすぎず、行政の文書管理責任を果たしていない。すなわち、実施機関の主張には根拠がなく、請求対象文書は現に存在するか、あるいはその記録が残存していると推認される。

よって、当該文書またはその関連資料については速やかに公開されるべきである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

##### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

##### (2) 弁明の理由

審査請求人が主張する「石川県立金沢商業高等学校の事務処理において、公文書発行について手続き（上司の発行許可、発行記録、決裁）が分かる文書」については保有していない。

よって審査請求人の主張には理由がないと考える。

#### 第5 当審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、請求対象文書は作成していないと主張している。これに対し、審査請求人は、実施機関の説明は不自然、不合理であると主張している。

##### 3 請求対象文書の保有状況について

条例第2条第2項本文は、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(略)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(略)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定する。

このうち、「職務作成した文書」については、決裁・供覧に付されていなくとも、石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）に規定する事案の決定権を有する者を含めて職務上の内部検討に付された時点以降のものは公文書に該当すると解されている。また、内部検討に付されていないものであっても、簡易又は定型的な文書等であって当該組織において利用するために作成されたものは、職務上の内部検討に付されたものとみなし、公文書に該当することとされている（石川県情報公開条例解釈運用基準）。

当審査会事務局職員をして実施機関に請求対象文書の保有状況について確認させたところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

- ・請求対象文書は、職員Bが「[特定職員の職・氏名]に係る令和3年4月1日～令和3年8月31日の間における年休及び特休の取得実績について」との文書を作成した際の決裁等の手続きに関する文書である。
  - ・「[特定職員の職・氏名]に係る令和3年4月1日～令和3年8月31日の間における年休及び特休の取得実績について」は、職員Aの願届簿を集計し、休暇等の取得済日数を算出して記載した電磁的記録である。当該電磁的記録は、各職員の休暇等の取得状況を整理している職員Bが職員Aの依頼に応じて作成したものである。
  - ・職員Bは職員個々の依頼に応じて、職務上整理している職員本人の休暇等の取得状況を回答しているにすぎず、職員Bが上記電磁的記録を作成し印刷したものを職員Aに交付するといった定型的な事務処理においては、通常、決裁等を行っていないため、請求対象文書を作成していない。
- 実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関が行った本件処分は妥当である。

#### 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員及び榎見委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

##### (審査会の処理経過)

年月日	内容
令和5年 8月25日	実施機関から諮問を受けた（諮問教職第262号）。
7年 6月26日 (第356回審査会)	事案の審議を行った。
7年 7月18日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
7年10月16日 (第363回審査会)	事案の審議を行った。
7年11月19日 (第365回審査会)	事案の審議を行った。
7年12月17日 (第367回審査会)	事案の審議を行った。
8年 1月28日 (第369回審査会)	事案の審議を行った。